

令和8年4月からの保育所等入所申込みの受付が始まります

1. 申込みできるかたは…

令和8年4月1日を基準として、児童の保護者のいずれもが下記のいずれかの事由により、保育所・認定こども園での保育を必要とするかた（保育の必要性が認められる場合）です。
新規入所、継続入所のいずれのかたも申し込みが必要です。



【保育の必要性の認定基準】

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ①1か月当たり48時間以上の労働に従事していること | ⑥求職活動（起業の準備を含む）を継続的にしていること |
| ②妊娠中または出産後間がないこと | ⑦教育施設に在学していること |
| ③病気、負傷、精神・身体障害を有していること | ⑧職業訓練などを受けていること |
| ④同居または長期入院などをしている親族を常時介護または看護していること | ⑨児童虐待のおそれがあると認められること |
| ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたって | ⑩配偶者からの暴力のおそれがあると認められること |
| いること | ⑪育児休業取得中に、すでに保育所を利用している児童の継続利用が必要であると認められること |

2. 申込方法

右記の【申込書一式】に必要事項を記入し、受付期間中に受付窓口へ提出してください。

■受付期間・時間

11月4日(火)～21日(金)
午前8時30分～午後5時15分
※土日を除く【期限厳守】
※町外の保育所等を希望するかた（継続入所のかたを含む）は、市町村により受付期間が異なります。各市町村の受付期間を確認のうえ、11月12日(水)までに提出してください。

■受付窓口

こども未来課 こども福祉係

■申込書の配布・時期

- ◎新規入所のかた
11月から、受付窓口で配布します。
ホームページからダウンロードもできます。
- ◎継続入所のかた
11月から、保育所をとおして配布します。

【申込書一式】

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（現況届）・保育所入所申込書（申込書）
- ②保育の必要性を証明する書類
（保護者のいずれについても、次の事由が該当する場合）
 - ◆就労、育児休業を理由とするかた
⇒勤務（内職）証明・自営申立書
 - ◆妊娠・出産を理由とするかた
⇒母子手帳の写し
 - ◆病気、負傷、障害を理由とするかた
⇒医師の診断書（家庭での保育が困難であることが明記されているもの）と手帳などの写し
 - ◆介護・看護を理由とするかた
⇒医師の診断書と手帳などの写し（お持ちのかたのみ）
 - ◆在学、職業訓練を理由とするかた
⇒在学証明書など
- ③保育料口座振替納付依頼書（私立保育所に新規入所のかたのみ必要）

※新規入所希望のかたは、必ず事前に保育施設を見学したうえで、お申し込みください。

3. 町内保育施設一覧 ※令和7年11月1日時点

保育施設名	定員	所在地／電話	保育時間		乳児受入
みざくら保育園(私立)	60名	阿那志625-1 (☎76-0068)	標準時間 午前7:30～午後6:30 短時間 午前8:30～午後4:30	延長時間対応 ～午後7:00	生後6か月～
松久保育園(私立)	70名	駒衣109 (☎76-2306)	標準時間 午前7:30～午後6:30 短時間 午前8:30～午後4:30	—	生後2か月～
みさと保育園(私立)	60名	白石1342-2 (☎76-1588)	標準時間 午前7:30～午後6:30 短時間 午前8:30～午後4:30	—	生後2か月～
ようりん保育園(私立)	60名	下児玉545-28 (☎76-0921)	標準時間 午前7:30～午後6:30 短時間 午前8:30～午後4:30	—	生後2か月～
幼保連携型認定こども園 美里さくら幼稚園(私立)	85名 (50名)	阿那志273-1 (☎76-0469)	標準時間 午前7:30～午後6:30 短時間 午前8:00～午後4:00	—	生後5か月～

※美里さくら幼稚園は認定こども園（保育所と幼稚園の機能を併せ持った施設）です。（ ）内は保育所部分の定員です。
幼稚園部分への入園は、直接施設にお問い合わせください。

問合せ＝こども未来課 こども福祉係 ☎76-2277

主な事業と決算額

※金額は四捨五入しています。

「教育・文化」に関する事業	
学校給食費補助事業	4,619万5千円
運動・スポーツ習慣化促進事業	1,193万3千円
奨学金返還支援補助事業	255万5千円

「産業」に関する事業	
多面的機能支払補助金	3,185万6千円
新規就農総合支援事業	225万円
農福連携推進事業	198万2千円

「保健・医療・福祉」に関する事業	
保育所運営事業	4億3,664万円
出産・子育て応援交付金等補助事業	895万円
タクシー利用料金補助事業	521万6千円

「まちづくり」に関する事業	
道路維持事業	2億1,423万3千円
道路新設改良事業	6,956万2千円
河川管理事業	5,941万3千円

「行政」に関する事業	
ふるさと納税推進事業	4,135万7千円
児玉郡市広域市町村圏組合運営事業（公債費）	4,019万2千円
児玉郡市広域市町村圏組合運営事業（事務費）	2,192万円

「生活環境」に関する事業	
一般廃棄物収集運搬業務委託事業	2,420万円
資源ごみ回収業務委託事業	352万円
空き家除去補助事業	250万円

住民1人あたりでみる決算額

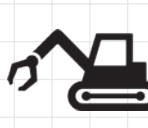
※金額や数値は四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。



民生費
16万5千円



総務費
11万4千円



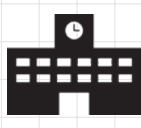
土木費
5万1千円



衛生費
4万6千円



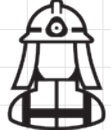
公債費
4万2千円



教育費
5万円



農林水産業費
3万6千円



消防費
2万4千円



議会費
7千円



商工費
1万1千円

合計
54万7千円
（令和7年3月31日の
人口10,637人で算出）

財政の健全性

財政の健全度がどの程度の水準であるかを表す4つの指標があります。4つの指標のうち1つでも基準を超えると、自主的な改善計画を策定し、健全化を図ることになります。町は、いずれも基準を下回りました。

	令和6年度決算	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率	黒字	15%	20%
連結実質赤字比率	黒字	20%	30%
実質公債費比率	7.0%	25%	35%
将来負担比率	-	350%	-

- 実質赤字比率** 一般会計等の赤字額が、どの程度あるかを示しています。
- 連結実質赤字比率** 町の全ての会計の赤字額が、どの程度あるかを示しています。
- 実質公債費比率** 町の標準的な収入のうち、どの程度借金の返済に充てているかを示しています。（※3か年平均）
- 将来負担比率** 借金の残高など町が将来負担しなければならない額が、町の標準的な収入の何倍あるかを示しています。

